



2024年10月10日

各位

会社名 株式会社モダリス
代表者名 代表取締役 CEO 森田 晴彦
(コード: 4883、東証グロース)
問合せ先 執行役員 中島 陽介
(TEL. 03-6231-0456)

第三者割当により発行された第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の
転換の完了及び月間転換状況に関するお知らせ

当社が2024年8月23日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）は、本日をもって転換がすべて完了いたしました。また、2024年10月の月間転換状況につきましても以下のとおりあわせてお知らせいたします。

I. 月間転換状況

1. 銘柄名	株式会社モダリス 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 月初からの交付株式数	2,348,252株
3. 月初から転換された額面総額及び発行総額に対する転換比率	210,000,000円 (発行総額700,000,000円に対する割合: 30.0%)
4. 前月末時点における未行使残存額	210,000,000円
5. 現時点における未行使残存額	0円

※発行総額に対する割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

II. 月初からの転換状況

転換日	交付株式数		転換価額 (円)	転換額面総額 (千円)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
10月1日(火)	1,627,904	—	86.0	140,000
10月2日(水)	382,512	—	91.5	35,000
10月3日(木)	—	—	94.3	—
10月4日(金)	—	—	113.7	—
10月7日(月)	—	—	114.7	—
10月8日(火)	—	—	106.3	—
10月9日(水)	—	—	104.5	—
10月10日(木)	337,836	—	103.6	35,000

※対象月の前月末時点における発行済株式数: 56,653,746株（うち自己株式数: 63株）

III. 転換制限に関する状況（上場規程第434条に基づく[転換/行使]制限の遵守状況）

① すべての回数を合算した交付株式数	② 発行の払込日時点における上場株式数	③ [転換/行使]制限に係る[転換/行使]比率(①/②)
6,850,252株	44,823,757株	15.3%

※①の株式数は本新株予約権付社債転換による2,348,252株と第14回新株予約権行使による4,502,000株を合算したものです。また、転換制限に係る転換比率は、小数点第2位を四捨五入しております。

IV. 行使制限の超過について

当社は、EVO FUND との間で、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一歴月中に割当先が本新株予約権付社債を転換することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債の払込日時点である 2024 年 8 月 23 日における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換を行わせない旨の買取契約を締結しております。

当該制約に対し、当社は、有価証券上場規程施行規則第 436 条第 5 項第 4 号に基づき、新株予約権付社債の転換価額が発行決議日（2024 年 8 月 7 日）の終値である 100 円以上の場合、上記の制限を超えて転換できる旨、同契約において定めております。

これらの規定に基づき、上記のとおり、行使制限を超えて新株予約権付社債の転換がなされたものです。

なお、本新株予約権付社債の発行に関する詳細につきましては、2024 年 8 月 7 日付当社プレスリリース「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還並びに第 12 回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）、第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 15 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上